

(3) 第 2 回作成委員会における各委員からの質問（意見）に対する回答

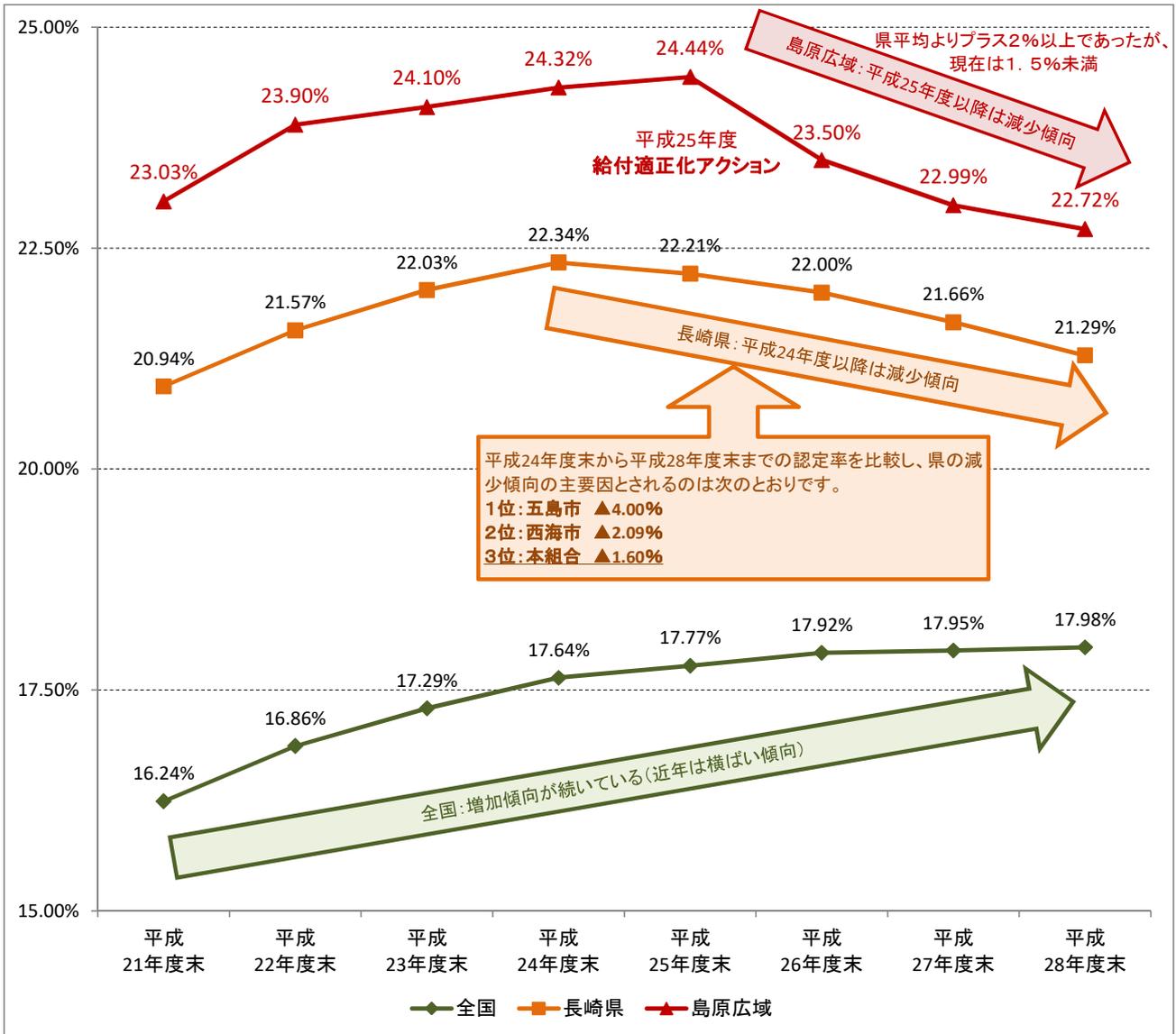
No.	項目	質問（意見）	回答
01	(3) 第 6 期介護保険事業計画の実績等に基づく分析・評価について	(中野委員) 認定率を全国平均や他市等との比較データはあるか。	毎年、上昇傾向にあった認定率が県内 1 位となったため、平成 25 年度から給付適正化アクションプランにより、介護保険制度の信頼感を高め、継続可能な制度構築を図る取組を実施した。 ※ 別紙 1 「認定率の推移（給付適正化アクションプランの効果考察）」
02	(4) 現時点で想定される論点（地域密着型サービス運営委員会）について ② 在宅サービスの見直し	(辻委員) 県から居宅介護支援事業所の指定権限が広域圏に移譲され、指導等をするのであればローカルルールをつくるなどに取り組んでほしい。	全国介護保険担当課長会議資料（平成 29 年 7 月 3 日開催） 厚生労働省老健局振興課 ※ 別紙 2 「指定居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について」 ○ 指定権限の移譲で実施する指導は、主に事業者の人員及び運営の基準に関して行う。 ○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する指導権限は、いままでどおり本組合ではなく長崎県（登録）が有している。ただし、従来どおり、給付適正化のため介護保険者として関係事業者に対し、必要に応じて本組合が判断したうえで指導を行う。（介護保険法第 23 条）
03	(4) 現時点で想定される論点（地域密着型サービス運営委員会）について ④ サービス基盤整備	(市川委員) 整備方針で新規整備しないとあるが、圏域の現状を踏まえ、判断できる資料を教えてください。	国が定めるサービス供給への関与のあり方としては、指定権限を有する市町村と都道府県等でサービス種類は異なりますが、次の 4 とおりです。 ○ 公募制の対象：定期巡回・随時対応サービス等は公募を通じた選考 ○ 総量規制の対象：計画で必要定数総数を超える場合は指定拒否可 ○ 市町村協議制：訪問介護・通所介護は市町村が都道府県と協議の上で指定拒否可 ○ その他：特に人員、基準を満たした場合の指定申請は拒否できない。 ※ 別紙 3 「介護サービス基盤整備方針に関する資料」

No.	項目	質問（意見）	回答
04	(4) 現時点で想定される論点（地域密着型サービス運営委員会）について ④ サービス基盤整備	（高柳委員） 介護療養型医療施設等から「(2) 介護老人保健施設」と「(3) 介護医療院施設」を転換先として想定するとあるが地域医療構想との調整で見えてくるのか。	11月中に各地の医療構想調整会議が開催されることと、国の基準省令案・介護報酬改正案が示されることなどにより、今後、県内各地の保険者の取り組みが拡大された場合は、本組合でも具体的な検討協議に取り組みたいと考えている。
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備が島原市以外の2市は未整備のままでなく、第7期でも整備を継続検討してほしい。	ご質問の介護サービスは公募制の対象であることから、これまで公募を2回実施したが、島原市は1回目（第5期中）に応募があり選定（指定）されたが、他2市は2回とも応募がなく未整備の状態が続いてきた。 別紙3「介護サービス基盤整備方針に関する資料」（5ページ）に、次のような県内の現状があることと、これまでの実績を踏まえたうえで、第7期にあっては公募を見送ることを事務局案としている。（第8期以降は次回協議） ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 県内では長崎、佐世保県北、県央、県南、吉岐の4圏域で整備実績があります。市街地の利用状況とは異なる現状がある。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 県内では長崎、佐世保県北、県央、県南の4圏域で整備実績があり、他圏域よりも登録定員数は高い状況である。これ以外に、小規模多機能型居宅介護は128（長崎31、佐世保59、本組合9、諫早10、大村9、その他10）

別紙1「認定率の推移(給付適正化アクションプランの効果考察)」

区分	平成 21年度末	平成 22年度末	平成 23年度末	平成 24年度末	平成 25年度末	平成 26年度末	平成 27年度末	平成 28年度末	比較 H24-28
全国	16.24%	16.86%	17.29%	17.64%	17.77%	17.92%	17.95%	17.98%	0.34%
長崎県	20.94%	21.57%	22.03%	22.34%	22.21%	22.00%	21.66%	21.29%	▲1.05%
長崎市	22.55%	23.04%	23.99%	24.29%	24.84%	23.92%	23.71%	23.36%	▲0.93%
佐世保市	21.03%	21.71%	21.93%	22.51%	23.17%	22.47%	22.18%	21.60%	▲0.91%
諫早市	18.15%	18.72%	19.00%	19.37%	19.38%	18.74%	18.69%	18.48%	▲0.89%
大村市	15.79%	16.00%	16.59%	16.55%	17.01%	16.62%	16.78%	17.25%	0.71%
平戸市	19.43%	20.05%	20.61%	21.30%	22.30%	22.22%	22.64%	21.71%	0.41%
松浦市	19.25%	19.38%	20.06%	20.24%	20.65%	20.05%	19.78%	19.23%	▲1.01%
対馬市	20.88%	22.36%	23.09%	24.15%	24.77%	24.53%	23.05%	23.14%	▲1.02%
壱岐市	19.69%	20.73%	21.06%	22.03%	22.47%	23.14%	23.19%	21.89%	▲0.13%
五島市	23.07%	23.72%	23.82%	24.25%	24.39%	23.12%	20.99%	20.24%	▲4.00%
西海市	22.18%	23.04%	23.30%	22.67%	23.00%	22.31%	21.95%	20.58%	▲2.09%
島原広域	23.03%	23.90%	24.10%	24.32%	24.44%	23.50%	22.99%	22.72%	▲1.60%
県内順位 (11保険者中)	2位	1位	1位	1位	3位	3位	4位	3位	
認定者数(人)	10,194	10,451	10,571	10,842	11,056	10,787	10,670	10,652	

認定率(%) = 第1号被保険者要介護認定者数(人) ÷ 第1号被保険者総数(人)



別紙2 「居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について」

（1）居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市区町村に移譲（指定都市及び中核市については、大都市等の特例により既に移譲済み）し、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）に施行することとなっている。各都道府県におかれては、管内市区町村への権限移譲が円滑に行われるよう、今般お示しする「居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に係るスケジュール（案）」を参考に移譲に向けたスケジュールを検討いただきたい。（資料7-1）

また、施行日以降、市区町村による指定事務が円滑に開始されるよう、申請から指定に至るまでの流れ、申請書類の様式・手引き等といった都道府県の現行の運用を例示すること等により、市区町村の事前準備に対して必要な支援をお願いする。

なお、市区町村に対する支援にあたっては、以下の点についても周知願いたい。

ア. 運営基準等を定める条例の制定

指定権限の移譲に伴い市区町村においては、介護保険法（以下「法」という。）第81条第3項に定める、厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号））に従い条例を定める必要があるが、当該基準は、平成30年度介護報酬改定とあわせて改正される可能性があること。

【介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）】（※平成30年4月1日施行）

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 ～ 6 （略）

イ. 国保連合会に対する事業者情報の登録

国保連合会による介護報酬の審査・支払のため、現在、居宅介護支援事業者を指定した場合には、当該事業者を指定した都道府県から国保連合会に対する事業者情報の登録が行われているが、施行日以降は、市区町村において事業者情報を登録する必要があること。

ただし、市区町村は直接国保連合会に登録するのではなく、都道府県を介して登録すること。（資料7-2）

ウ. 経過措置

施行日前に都道府県が行った指定や、都道府県に対して行われた申請は、施行日以降、市区町村が行った指定や、市区町村に対して行われた申請とみなす経過措置が設けられていること。

【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則（抄）】

第二十四条 第七号施行日前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事がした指定等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は第七号施行日前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事に対してされた指定等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、第七号施行日以後において市町村長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第七号施行日以後においては、市町村長のした処分等の行為又は市町村長に対してされた申請等の行為とみなす。

また、指定居宅介護支援事業者が事業の廃止又は休止の届出を提出した場合において、利用者が希望する居宅サービス等が継続して提供されるよう、これまでも市区町村においては、その関係者相互間の連絡調整又は援助を行っている。

加えて、施行日以降においては、都道府県が複数の市区町村にまたがった場合における関係者相互間の連絡調整又は広域的な見地からの助言等を行うことができるよう規定しているのでご了知願いたい。

【介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）】（※平成30年4月1日施行）

第八十一条 （略）

2～4 （略）

5 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 （略）

(変更の届出等)

第八十二条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第八十二条の二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 (略)

(2) 介護支援専門員に対する指導権限の移譲について (政令事項)

居宅介護支援事業者の指定権限は、現在都道府県が有しているが、平成30年度には(1)のとおり市町村へ移譲されることとなっている。一方で、介護支援専門員に対する指導権限は、市町村ではなく都道府県が有している。この点について、地方分権改革推進の観点から、居宅介護支援事業者に対する指導権限と一体的に行使できるよう、一部の地方公共団体からの提案があったところであり、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日)において、介護保険法に関し、「介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。」ことが閣議決定されたところである。

【介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)】

(報告等)

第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

※政令については、平成 30 年 4 月 1 日までに施行予定。

法第 69 条の 38 に基づく介護支援専門員に対する指導権限は、

- ・ 介護支援専門員の登録を行っている都道府県（以下「登録都道府県」という。）
- ・ 介護支援専門員が業務を行っている都道府県（以下「業務都道府県」という。）

が有しているが、今回の権限移譲の対象となるのは業務都道府県が有する指導権限のみとなっている。そのため、指定都市において業務を行う介護支援専門員に対する指導権限が業務都道府県から当該指定都市に移譲されることとなる一方、登録都道府県については、介護支援専門員が業務を行う地域にかかわらず、引き続き都道府県が指導権限を有することとなる。（資料 7-3）

以上を踏まえ、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市におかれては、業務体制の確保等、移譲に向けた準備を進めていただくとともに、介護支援専門員への指導に関する疑問点は道府県と適宜情報共有を行い、円滑な権限移譲の実施に向けて準備いただくようお願いする。また、管内に指定都市がある道府県におかれては、円滑な権限移譲が行われるよう、介護支援専門員を対象とした指導への指定都市職員の同行などにより、指定都市に対して必要な支援を実施していただくようお願いする。

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

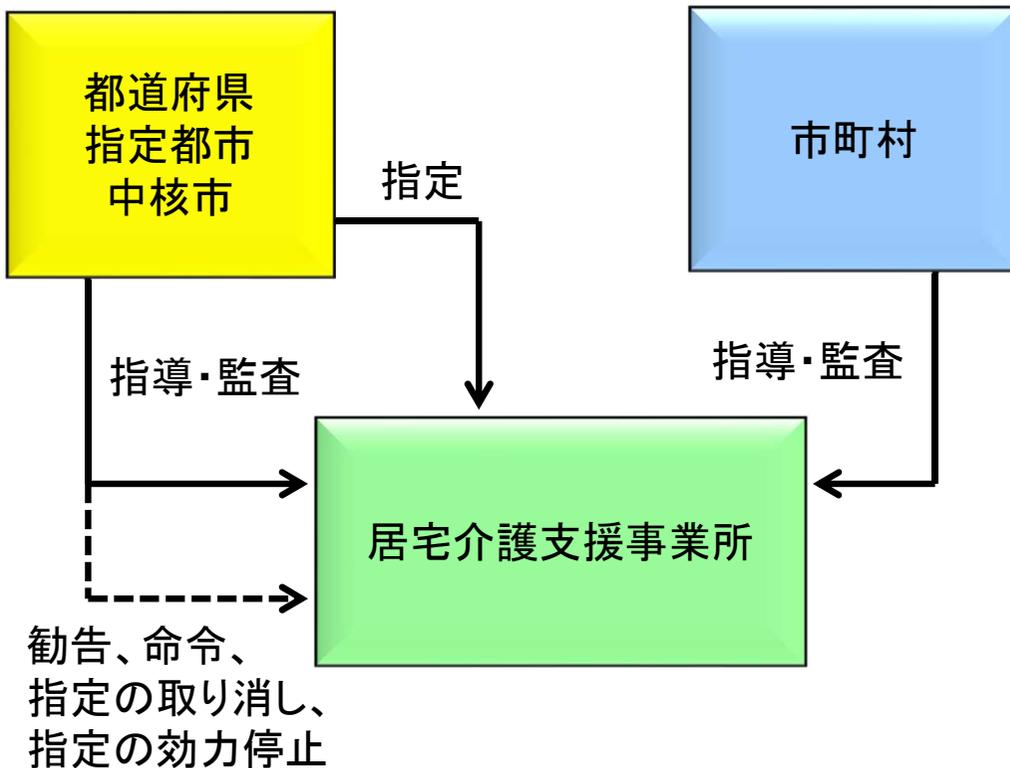
(資料 7 - 1)

【平成26年改正時に対応】

○ 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行)

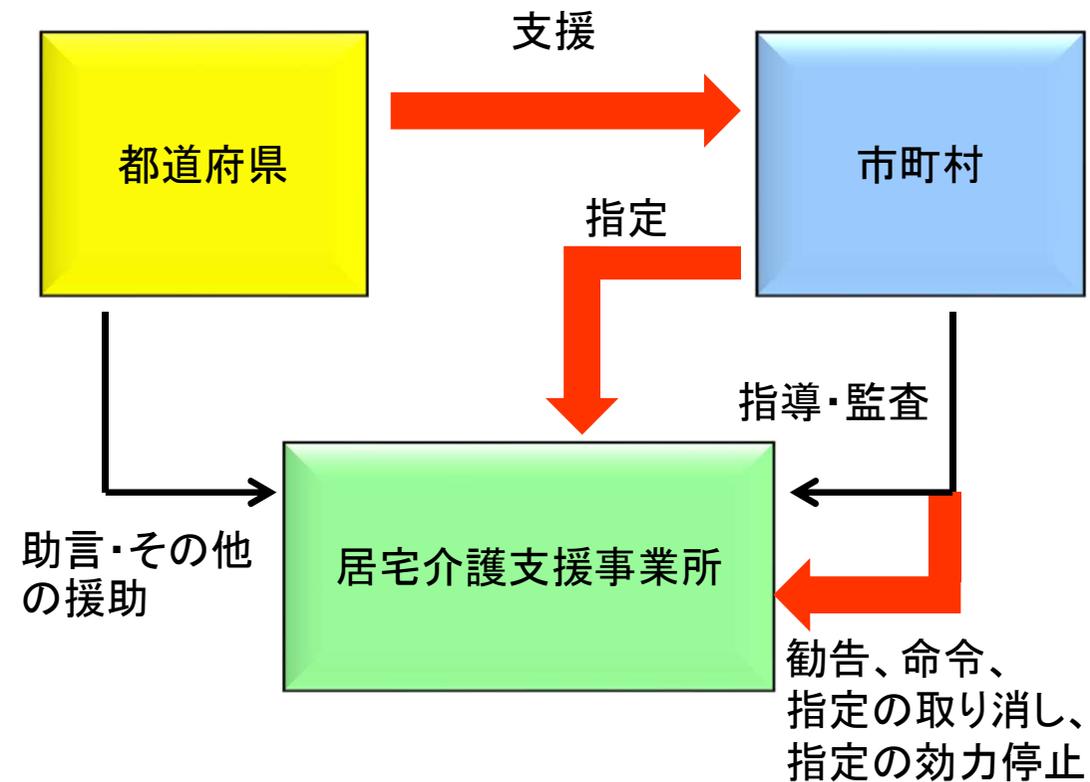
※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。

＜現行＞



5

＜平成30年4月以降＞



8

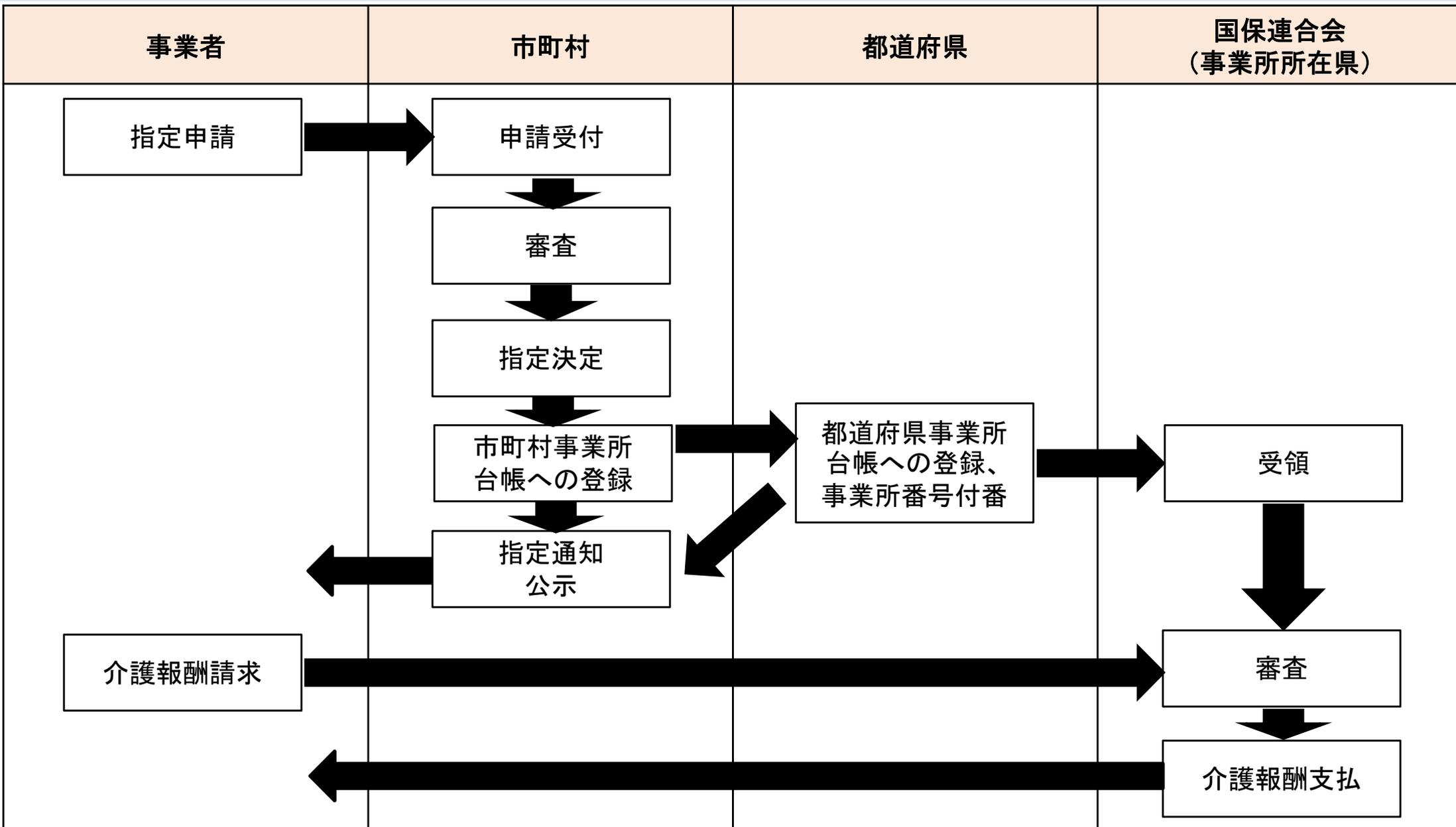
居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に係るスケジュール（案）

	市町村	都道府県	国
～9月	○30年度に向けた予算要求 (権限移譲を踏まえた要求額を検討)	○権限移譲に向けたスケジュール等の検討 ○管内市町村に向けた説明会の開催 ・指定申請等に係る様式や手引きの例示 ・条例制定に向けた市町村のスケジュール案の提示	 介護給付費分科会
10月	○指定申請等に係る様式や手引き等の準備		
11月			
12月	○介護給付費分科会でのとりまとめを踏まえ、運営基準等を定める条例案の策定	○市町村の条例制定事務の進捗状況の把握及び支援	○報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ ※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。
1月	○指定等に関するホームページ作成	○指定事業者に対する周知 (指定申請等の窓口の変更等)	○介護報酬改定案 諮問・答申
2月	○運営基準等を定める条例案を市町村議会へ提出、条例制定	○関係書類の引き継ぎ	
3月			
4月	○改正介護保険法及び市町村条例の施行		

※ 国における介護報酬改定に関するスケジュールは、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

居宅介護支援事業者の事業者情報の提供の流れ（例）

（資料 7 - 2）



※以下の場合についても、上記の流れに沿って国保連合会への情報提供が必要となる。

- ・ 指定の更新を行った場合
- ・ 居宅介護支援事業者から指定に係る変更届や事業の休止・廃止の届出があった場合
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出があった場合

【見直しの方向性】

介護支援専門員に対する指導権限について、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に移譲する。(平成30年4月施行予定)

○ 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日 閣議決定) (抄)

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2) 介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○ 介護保険制度の見直しに関する意見 (平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会) (抄)

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(5) 適切なケアマネジメントの推進等

○ (中略)市町村の有する人材やノウハウには差があるなど、各市町村のおかれている状況は様々であり、全市町村へ一律に移譲することは困難であることから、ケアマネジャーに対する指導権限の移譲については、地方公共団体の意見を踏まえ、指定都市のみに限定して一律移譲することとし、指定都市においては、業務体制の確保等、移譲に向けた準備を進めることが適当である。

○ 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日 閣議決定) (抄)

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2) 介護保険法(平9法123)

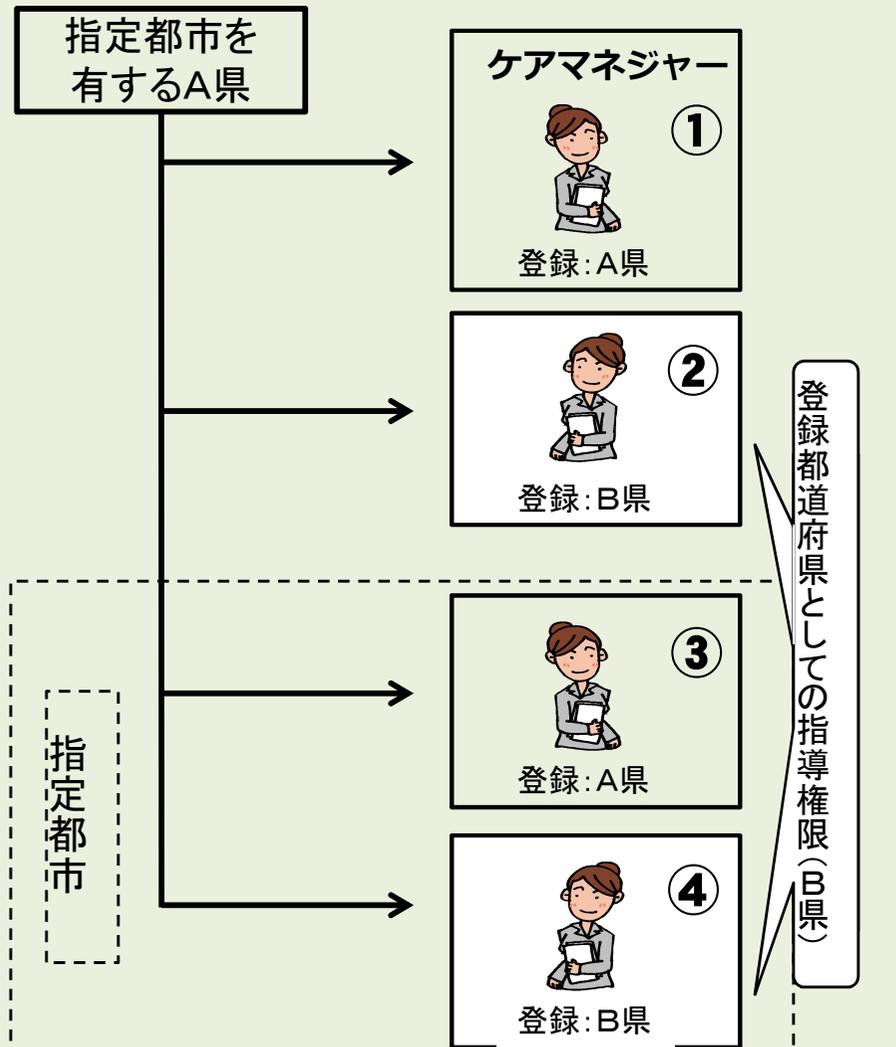
介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。

介護支援専門員に対する指導権限について【権限移譲後のイメージ】

- 権限移譲前→業務都道府県としてA県は①②③④全てに指導権限を有する
 - 権限移譲後→業務都道府県としてはA県が①②、**指定都市**が③④に指導権限を有するが、引き続きA県は登録都道府県として③に指導権限を有する
- ※権限移譲後も、業務地に関わらず登録都道府県であるB県は②④に指導権限を有する

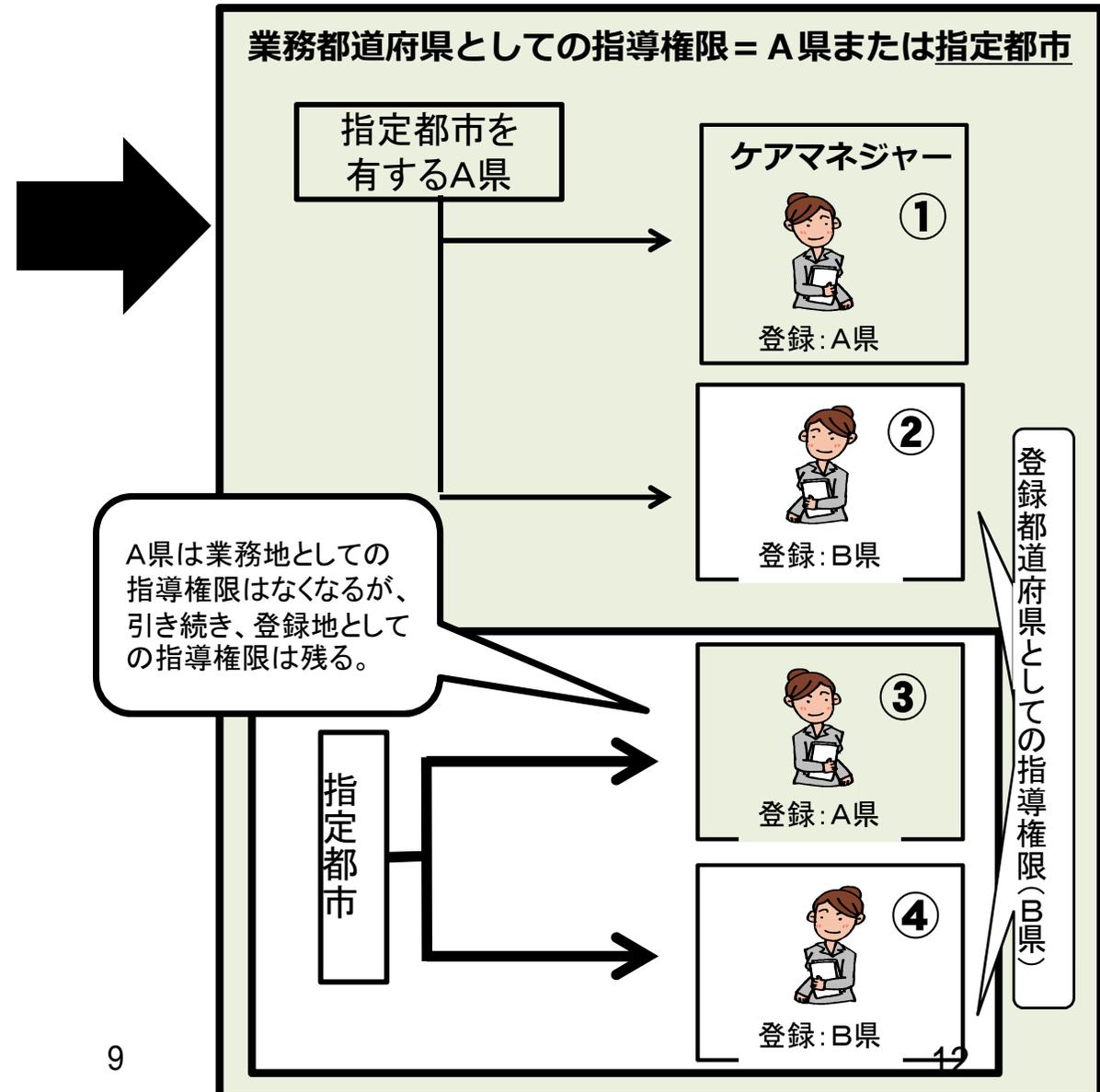
【権限移譲前】

業務都道府県としての指導権限 = A県



【権限移譲後】

業務都道府県としての指導権限 = A県または指定都市



別紙3 「介護サービス基盤整備方針に関する資料」

青字: 公募制の対象
 赤字: 総量規制の対象
 緑字: 市町村協議制

介護給付のサービス種類ごとの供給量の調整の仕組みの有無

<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型通所介護(平成28年度～) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p>	<p>都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス</p>

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人 あたり床数
長崎	2,007	50	2,057	157,038	13
佐世保県北	1,650	20	1,670	99,918	17
県央	839		839	72,758	12
県南	763	50	813	46,968	17
島原市	305		305	15,082	20
雲仙市	110	50	160	14,507	11
南島原市	348		348	17,379	20
五島	346		346	14,247	24
上五島	235	20	255	8,927	29
壱岐	220		220	10,992	20
対馬	230	50	280	9,769	29
県計	6,290	190	6,480	420,617	15

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市4、雲仙市3、南島原市6の合計13)

県平均の15を上回る状況(佐世保県北と同レベル)であり、「5 地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)」の4が追加される。(同様であれば県平均は18)

2 介護老人保健施設

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人 あたり床数
長崎	1,663		1,663	157,038	11
佐世保県北	1,136		1,136	99,918	11
県央	770		770	72,758	11
県南	617	0	617	46,968	13
島原市	129		129	15,082	9
雲仙市	231		231	14,507	16
南島原市	257		257	17,379	15
五島	200		200	14,247	14
上五島	160		160	8,927	18
壱岐	166		166	10,992	15
対馬	160		160	9,769	16
県計	4,872	0	4,872	420,617	12

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市2、雲仙市3、南島原市4の合計9)

県平均の12を上回る状況(長崎、佐世保県北、県央よりも若干多い)

3 介護療養型医療施設(経過措置期間:平成35年度末)

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人 あたり床数
長崎	298		298	157,038	2
佐世保県北	413		413	99,918	4
県央	120		120	72,758	2
県南	152	0	152	46,968	3
島原市	27		27	15,082	2
雲仙市	69		69	14,507	5
南島原市	56		56	17,379	3
五島	0		0	14,247	0
上五島	0		0	8,927	0
壱岐	26		26	10,992	2
対馬	0		0	9,769	0
県計	1,009	0	1,009	420,617	2

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市2、雲仙市3、南島原市2の合計7)

経過措置期間が平成35年度末(各事業所の転換都合を確認)

4 特定施設入居者生活介護

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人 あたり床数
長崎	817	60	877	157,038	6
佐世保県北	1,393	100	1,493	99,918	15
県央	375	23	398	72,758	5
県南	430	0	430	46,968	9
島原市	120		120	15,082	8
雲仙市	210		210	14,507	14
南島原市	100		100	17,379	6
五島	100		100	14,247	7
上五島	70		70	8,927	8
壱岐	110		110	10,992	10
対馬	160		160	9,769	16
県計	3,455	183	3,638	420,617	9

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市3、雲仙市5、南島原市4の合計12)

※第6期で9施設(135床)を計画していたが未整備

県平均の9と同様のレベル

5 地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人あ たり床数
長崎	446	38	484	157,038	3
佐世保県北	184	40	224	99,918	2
県央	87	87	174	72,758	2
県南	116	87	203	46,968	4
島原市	29	29	58	15,082	4
雲仙市	58	29	87	14,507	6
南島原市	29	29	58	17,379	3
五島	0		0	14,247	0
上五島	0		0	8,927	0
壱岐	0		0	10,992	0
対馬	0		0	9,769	0
県計	833	252	1,085	420,617	3

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市2、雲仙市3、南島原市2の合計7)

本土内の4圏域で整備しており県平均の3とほぼ同じと思える。

6 地域密着型共同生活介護(グループホーム)

圏域	平成26年度末 時点累計	第6期整備	平成29年度末 時点累計	第1号 被保険者数	高齢者 1000 人あ たり床数
長崎	1,398	38	1,436	157,038	9
佐世保県北	1,239	40	1,279	99,918	13
県央	722	87	809	72,758	11
県南	976	5	981	46,968	21
島原市	243		243	15,082	16
雲仙市	258	3	261	14,507	18
南島原市	475	2	477	17,379	27
五島	303		303	14,247	21
上五島	108		108	8,927	12
壱岐	18		18	10,992	2
対馬	81		81	9,769	8
県計	4,845	170	5,015	420,617	12

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※第6期整備後の施設数(島原市18、雲仙市20、南島原市31の合計69)

県内平均の12をかなり超える床数であるため、新規整備は行わない。(1ユニット9人を満たしていない5床のみ整備)

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

圏域	現時点 整備数	現時点 利用者状況	第1号 被保険者数	高齢者10000人 あたり利用者数
長崎	10	170	157,038	11
佐世保県北	5	93	99,918	9
県央	1	76	72,758	10
県南	1	8	46,968	2
島原市	1	8	15,082	5
雲仙市		0	14,507	0
南島原市		0	17,379	0
五島		0	14,247	0
上五島		0	8,927	0
壱岐	1	9	10,992	8
対馬		0	9,769	0
県計	18	356	420,617	8

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※島原市整備の事業所の定員は15

県内では長崎、佐世保県北、県央、県南、壱岐の4圏域で整備実績があります。市街地の利用状況とは異なる現状がある。

8 看護小規模多機能型居宅介護

圏域	現時点 整備数	現時点 登録定員	第1号 被保険者数	高齢者10000人 あたり登録定員数
長崎	2	58	157,038	4
佐世保県北	1	29	99,918	3
県央	1	29	72,758	4
県南	1	29	46,968	6
島原市	1	29	15,082	19
雲仙市		0	14,507	0
南島原市		0	17,379	0
五島		0	14,247	0
上五島		0	8,927	0
壱岐		0	10,992	0
対馬		0	9,769	0
県計	5	145	420,617	3

※第1号被保険者数は介護保険事業状況報告(6月末現在)

※各事業所の登録定員29(上限)

県内では長崎、佐世保県北、県央、県南の4圏域で整備実績があり、他圏域よりも登録定員数は高い状況である。これ以外に、小規模多機能型居宅介護は128(長崎31、佐世保59、本組合9、諫早10、大村9、その他10)

(参考) H29. 08. 31現在 島原広域圏 介護保険事業所数 (基準該当を含む)

	総 数	島原市	雲仙市	南島原市	
1. 訪問介護	32 ³	6	12	14 ³	
2. 訪問入浴介護	2	1		1	
3. 訪問看護	88 ¹	40	24	24 ¹	
4. 訪問リハビリテーション	75	34	20	21	
5. 居宅療養管理指導	192	77	62	53	
6. (介護予防)通所介護	73	26	24	23	
7. 通所リハビリテーション	27 ¹	9 ¹	8	10	
8. 短期入所生活介護	19	7	3	9	
9. 短期入所療養介護	15 ¹	4 ¹	5	6	
10. 福祉用具貸与・販売	14	7	2	5	
11. 特定施設入居者生活介護	12	3	5	4	
12. 地域包括支援センター	3	1	1	1	
13. 居宅介護支援	64 ⁴	19 ²	20 ¹	25 ¹	
14. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1			
15. 地域密着型通所介護	21	9	3	9	
16. 認知症対応型通所介護	24 ¹	9 ¹	5	10	
17. 小規模多機能型居宅介護	9	3	3	3	
18. 認知症対応型共同生活介護	69	18	20	31	
19. 地域密着型介護老人福祉施設	4	1	2	1	
20. 看護小規模多機能型居宅介護	1	1			
21. 介護老人福祉施設	13	5	2	6	
22. 介護老人保健施設	9	2	3	4	
23. 介護療養型医療施設	7	2	3	2	
24. 訪問型サービス (現行相当)	4		1	2	
25. 通所型サービス (現行相当)	6	2	1	1	
(内訳)	居宅サービス小計 (1~13)	616 ¹⁰	234 ⁴	186 ¹	196 ⁵
	施設サービス小計 (21~23)	29	9	8	12
	地域密着型サービス小計 (14~20)	129 ¹	42 ¹	33	54
	総合事業サービス小計 (24~25)	10	2	2	3
合 計	755 ¹¹	278 ⁵	221 ¹	253 ⁵	

※訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導については、みなし指定も含む。
 ※右上の赤字は休止中の事業所数で内数。